

三春町告示第19号

平成30年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年5月21日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成30年6月1日（金）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成30年6月1日三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第43号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

議案第44号 消防ポンプ自動車購入契約について

議案第45号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

議案第49号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第51号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

平成30年6月1日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美 代 子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者	伊 藤 重 雄
----------------------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年6月1日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出

第5 町長挨拶並びに提案理由の説明

第6 議案の質疑

第7 議案の委員会付託

第8 陳情事件の委員会付託

第9 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

○議長 おはようございます。開会に先立ち、脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成30年三春町議会6月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番佐久間正俊君、11番小林鶴夫君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月7日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月7日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成29年度第12回、平成30年度第1回、第2回の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第43号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」から、議案第51号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」までの9議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 6月定例会が開会されるにあたり、現下の情勢を含め、一言ご挨拶を申し上げます。

三春の春を代表する滝桜は、不安定な気候の影響を受けたためか、観測史上最速となる開花を迎えました。観光客数は約14万4千人と、前年に比べ約2万人の減でありました。改めて自然の力を再認識したところであります。

また、中心市街地において観光情報拠点として整備して参りました「北町蔵」につきましては、案内所やトイレなど一部がオープンし、グランドオープンに向けて準備が進められております。更に、今年、生誕450年を迎えた三春出身の愛姫を活用したスタンプラリー等も行われており、「桜と歴史と文化の城下町三春」のイメージの向上を図って参りたいと考えております。

昨年、姉妹都市締結30周年を迎えた、一関市及びライスレイク市と記念の交流事業等を行ったところですが、今年は、アメリカサマーキャンプ派遣事業として、中高生をライスレイク市へ派遣し国際的感覚と国際理解を育むことといたします。

こうした取り組みをとおして、子供たちに様々な経験を積んでもらい、三春町の将来を担う人材の育成に繋げていきたいと考えております。

平成30年度が始まり既に2か月が経過しますが、今後も様々な事業を行い、長期計画に定める「豊かな自然・歴史・文化に育まれ 未来に輝く元気なまち 三春」の実現に向けて取り組んで参りますので、今後とも、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、今定例会に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」の議案が1件、「消防ポンプ自動車購入契約について」の議案が1件、「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」など、条例に関する議案3件、補正予算が4件で、計9議案であります。

補正予算につきましては、当初予算後に進展した事業などで、早急に措置すべき経費と、財源の確定があった事業を整理したものが主なものであります。

報告事項は、予算の繰越明許費の繰越し2件、事故繰越し1件、繰越し1件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第43号から議案第51号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第43号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第44号「消防ポンプ自動車購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第45号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第46号「三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第47号「三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号「平成30年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号「平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第43号から議案第51号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託することに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

お諮りいたします。陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、陳情第2号は会議規則第87条第2項の規定により、委員会付託を省略し全体会審査とし、陳情第3号及び第4号は文教厚生常任委員会に付託したいと思

ますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、陳情第2号は委員会付託を省略し全体会審査とし、陳情第3号及び第4号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… ● 報告事項 ● ……………

○議長 日程第9、報告事項について。

報告第1号「平成29年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」

報告第2号「平成29年度三春町一般会計予算事故繰越しについて」

報告第3号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて」

報告第4号「平成29年度三春町水道事業会計予算の繰越しについて」

町長より報告がありました。このことについては、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

…………… ● 散会宣言 ● ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

(散会 午前10時13分)

平成30年6月2日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年6月2日（土曜日） 午前9時59分開会
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前9時59分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。開会に先立ち、傍聴者の皆さんへ申し上げます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、6月と9月の定例会の一般質問については、土曜日あるいは日曜日の開催としておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、省エネ対策の一環として、5月から10月まで「クールビズ」を実施しております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

本日は、7名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにしてくださいませすよう、お願いいたします。

また、会議の様子を録音・撮影される場合は、あらかじめ議長の許可が必要になります。今回は申し出がありませんでしたので、録音・撮影はご遠慮願います。

なお、8月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜、会議の様子を撮影しますのでご了承願います。

それでは、脱衣を許します。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 2番本田忠良君、質問席に登壇願います。本田忠良君。

第1の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しておきました2件について質問をさせていただきます。

最初の1件目ですが、高齢者社会参加ポイント制度の現況と今後の課題についてですが、現在、日本の高齢化は、世界に類を見ないほど急速に進んでおります。三春町も全く同じです。

私は、昭和24年生まれで、俗に言う23、24、25年、団塊の世代と言われる真ただ中の人間です。あと7年すると戦後一番多いと言われる私たちが全て後期高齢者になります。日本の国家予算の3分の1、約33兆円が社会保障費の年金介護医療費と言われております。

今後、少子化による町税の減収、国においても厳しい予算の中で交付金の減額などが考えられます。三春町においてもますます増えるだろう介護医療費、それらを抑制するのが町の財政を考えれば喫緊の課題ではないでしょうか。

町民の皆様が毎日運動し、友達と話をし、大いに笑い、ボランティアに出る、そのことが健康寿命を延ばし、寝たきりになるのを防ぐ一番の方法だと思います。

最近、大学医療機関の実験の結果、笑うことがNK細胞、すなわち体の中の免疫力向上につながり、それは、笑わない人の1.3倍になると報告されております。

昨年4月から開始された高齢者社会参加ポイント制度は、まさに今の現状に合った事業と思われまます。さらに大勢の皆様に参加していただけるためには、このポイント制度をどのように充実したものに改善していくかが問われると思われまます。

そんな中で次の質問をさせていただきます。

1点目、平成29年度、ポイント制度に登録及び商品券を受け取った人数はどのくらいか。また、商品券はどのくらいの金額だったか、お尋ねします。

2点目、ポイントカードを商品券に換える場合、どのような方法で換えているのか、お尋ねします。

3点目、昨年まで日本赤十字奉仕団三春分会、ひまわりの会、舞団連、その他の団体による奉仕活動が実施されてきましたが、その会の名前のもとで奉仕してもポイントがもらえないのはおかしいと思うが、当局の考えをお聞かせください。

4点目、1年経過した今、現況と今後の課題についてお聞かせください。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 2番議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですけれども、高齢者社会参加ポイント制度の登録者数は、平成29年3月末現在で963名、29年度の商品券の交付実績は445名に対して総額137万円であります。

2点目の商品券との交換方法については、対象者より3月末までに商品券交付申請書にポイントカードを添え、保健福祉課窓口に申請していただきました。窓口を持参するほか郵送や代行での提出も受け付けております。申請を受け、要介護認定の有無や介護保険料の納付状況などの審査を行い交付決定をして、ポイント数に応じて商品券を郵送しております。

なお、今年度は、申請の手間を減らすため、ポイントカードに申請欄を設け、カードによる申請としたところでございます。

3点目のご質問ですが、高齢者の社会参加ポイント制度は、高齢者の社会参加を通して、健康づくり、介護予防を推進するため、平成29年4月より開始したところであります。この制度が介護保険の保険料などを財源としているところから、ポイントを付与する活動につきましては、介護施設でのボランティア活動や介護予防事業への参加などに限定させていただいているところであります。また、本制度の導入にあわせて、個人のボランティア活動への参加をさらに推進していきたいという趣旨で、個人のボランティア活動を対象にポイント付与をする形でスタートいたしました。

今回ご指摘のありました団体等の活動等につきましては、公平性を保つため、ポイント付与の対象とすべきと考え、改正することとして実施要綱などの見直しや関係施設との調整を現在行っておりますので、ご理解いただきまして、今後も継続してボランティア活動に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

4点目のご質問であります。この制度の登録者は、現在約20%にとどまっております。高齢者の介護予防事業の一つとしてスタートさせたものでありますので、今般ご指摘のありました件も含め、必要な見直しを行いながら、より多くの高齢者に参加していただけるよう、制度の周知を図って参りたいと思います。

また、高齢者の方が長く健康で、住みなれた地域で生活できるという制度本来の目的がかなうよう、事業の効果についても検証し、安定した運用が継続できるよう努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ただいまの答弁で、登録者数は963名、交付実績は445名、総

額137万円という答弁でございましたけれども、この交付実績の445名なんですが、実際は、ポイントを受けた人数というか、高齢者の方はもっと多いのではないかというふうに思います。なぜならば、例えば、1,000円とか1,500円とか、そのお金、商品券だとちょっと金額が少ないからもらいに行くのをやめようかなというふうに言っている高齢者も聞かれます。

また、1,000円以下は、切り捨てということでございますので、せっかく1年に1回しか行けなかった高齢者もいると思います。そのうち1回か2回行けないとなると1,000ポイント以下になってしまいますので、これらの方をやっぱり吸い上げるとかいう意味では、やっぱり1年の単年度で終わらなくて2年か3年に延長すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えしたいと思います。

昨年度の取り組みの状況を踏まえまして、ポイントの還元の単位については、昨年度は1,000ポイント以上、1,000ポイント単位でありましたものを今年度は1,000ポイント以上500ポイント単位で交付できるよう改正したところであります。

ポイント事業の本来の目的として、とじこもりの予防やボランティア活動により一人一人が今より少し何らかの取り組みを増やしていただけることをねらいとしております。これらことから、1年を単位として期限を設けた形で運用していきたいと考えております。

事業全体につきましては、改善や工夫を要する点が多々あるかと思っておりますので、今後も事業の目的に照らして必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ただいまの答弁なんですが、この単年度で終わるということなんですが、これはぜひ町民の皆様からも意見を聞いて、ぜひ2年とか3年に延ばして欲しいという要望があれば、ぜひそのような方向に向かっていただければというふうに思います。

次に、商品券の交換方法なんですが、この交換が3月末までに商品券交付申請書にポイントカードを添え保健福祉課窓口申請するという事なんですが、確か今年は2月いっぱい終わったような気がするんですが、それは2月で終わっているんでしょうか。ちょっとその辺を確認したいんですが。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 商品券の申請の実績を審査集計しまして、それを決定し、交付するという事務作業のために一定の事務処理期間が必要でありますことから、現状ではポイントの付与期間を2月末日までとして、申請の受け付け期間を3月までとしてございます。今後は、通年ポイントが付与できるよう今後工夫の余地がないか検討していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 今年は2月と終わったということでございますけれども、多分今年の4月にこのポイント制度が始まる時は、年度末というような説明があったかと思われませんが、その途中で広報誌または防災無線で2月までというように流されたかなというふうに

思うんですが、私も含めてちょっとそれは、私も含めてわからなかったんですね。ということは、意外と高齢者の方は一度自分の頭にインプットしちゃうと、なかなかそれを後から聞いても、それが頭に入らないという方も多分にいたんじゃないかなというふうに思います。

3月末になって申請した方が1年間一生懸命ポイントをもらったにもかかわらず、それが商品券に換えることができなかったということでございますけれども、これは何とか今年初めてでございますので、何か救いの手を出すべきなんじゃないかなというふうに思いますが、常日ごろ鈴木町長におきましては、思いやりの行政、町民の目線に沿った政策を訴えるということでございますので、ぜひこの3月にこのポイント還元をした。それで却下された方を救いの手を伸べるべきと思いますが、これはぜひ鈴木町長に答弁をお願いできるでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 今、課長に確認したんですけれども、当初2月末だったものを変更して3月末と、こういうふうに延ばしたと、こういうことでありますけれども、初めての年なんで、いろいろあったかと思っておりますけれども、今後、いろいろ見直しをしながら、高齢者の皆さん方に喜ばれるような制度にしっかりしていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) すみません。町長、ちょっと勘違いしているかもしれないんですけれども、当初3月のを2月に短縮したんですよね。3月までポイント制度をもらっていた方が3月までと思って申請したら、それがもらえなかったということでございますので、その辺のことなんですけれども、もう一度、ちょっと課長と相談して。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご指摘の申請の期限でありますけれども、当初にご案内したのが、ポイントは2月末まで付与します。2月末までに申請してくださいというご案内をしたんですけれども、2月末までというのがわからない方もいると思われたので、2月末までポイントで、2月末までに申請していただけるよう広報で繰り返しご案内をしました。しかし、2月末までに申請されなくて4月になってから申請が続きましたので、制度を変えまして3月末まで申請をしていただいた方になるべく商品券が届けられるようにということで昨年度末に急遽3月まで延長して申請をすることといたしました。

ただ、ご案内は、一人一人のチラシですとか、広報ではしたんですけれども、今ほどご指摘のあったように、なかなか2月末までという情報が皆さんに伝わっていなかった点があったかと思っておりますので、今後とも周知徹底をするということが一つありますが、この時期について、また、先ほども申し上げましたように、なるべく多くの方が安心して活用していけるように区切りの時期ですとか、事務的なことについては、今後よく検討して皆さんにわかりやすく伝えていくよう努力したいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ただいまの件はよろしくをお願いします。

それから、例えば5,000ポイントになった方は、12月の段階でも受け付けるということなんです、それから、2月で締め切りということで、そのときに、それから、要介護認

定とか、介護保険料の納付の状況とかを見て、3月の間にそれを調べてポイントにあった商品券を郵送するというごさいます、多分この商品券というのは現金扱いですので、多分、郵送するのも現金書留で多分送るようになっていないかなというふうに思いますけれども、多分この現金書留ですと、300円ぐらいかかるのではないかなというふうに思います、そこで、例えば、申請の段階で郵送してほしいか、または、近くまで例えば、福祉センターになんかしょっちゅう、役場にもしよっちゅう来るといような方にとっては、福祉センターに、介護センターですか、保健福祉センターですか、に取りに来てもらう方法も考えるべきではないかなというふうには思います。そうすれば、お金の削減にもなるのではないかなというふうに思います、その辺はどうでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 いろいろなご意見もいただいております。議員のご指摘の件につきまして、今後、検討して参りたいと思ひます。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 2件目の質問をさせていただきます。

三春町消防団員の皆様においては、常日ごろより予防消防、防災、減災、24時間、365日、町民の安心・安全のために気を配っていただき感謝を申し上げるところでございます。

最近の少子化により入団する若い方も少なくなっていると聞きますが、今後の消防活動にも影響が出るのではないかと危惧するところでもあります。そういった中で消防施設を含め次の質問をさせていただきます。

1点目、消防団員の正規人数に対して現在の団員数はどのくらいか、お尋ねします。

2点目、町内にある消防屯所は26あるかなと思ひますが、30年、40年前に建てられた古い屯所はどのくらいあるか。また、それらの屯所は今後、改修・新築はどのように考えているか、お尋ねします。

3点目、現在、町内に火の見やぐらはどのくらいあるか。使われていないものもあると思ひますが、今後どのように考えているのか、お尋ねします。

4点目、昨年、道路交通法の改正により準中型免許が施行されました。これによって、消防車両が運転できない団員が出るおそれがあると思ひれるが、町はどのように対処するのか、お尋ねします。

5点目、免許証がオートマチックのみという団員もふえると思ひれるが、今後、導入する消防車両もオートマチックにすべきと思ひれるが、町の考えをお尋ねします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の消防団員の正規人数と現在の団員数につきましては、6月2日本日現在、条例定数500名に対し、実団員数452名であります。

2点目の消防屯所につきましては、昨年度1か所用途廃止を行い、現在25か所あります。昭和40年代に建築されたのが2か所、昭和50年代に建築されたのが9か所、昭和60年代に建築されたのが2か所で、建築後30年以上の屯所は計13か所でございます。

改修が必要な屯所につきましては、逐次改修を行って参ります。新築については、管轄分

団や地域の意見を考慮し、消防団と協議しながら検討して参りたいと考えております。

3点目の火の見やぐらの数については、70か所あります。使用していないものは、地域と消防団の意見を考慮の上、必要がなければ撤去を行って参ります。

4点目の道路交通法改正後の対応については、平成29年3月12日、改正法施行後に普通自動車免許を取得した団員が、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満、最大積載量2トン以上4.5トン未満の消防車両を運転するために、準中型免許を取得する費用を助成できないか、現在、国が地方自治体への財政措置等を検討しておりますので、国の方針を踏まえ、町も制度の構築を行い助成を行ってまいりたいと考えております。入団年齢から推測しますと、該当する団員は現在1名であるかと思われます。

5点目のオートマチック車の導入については、オートマチックの消防車の導入を行って参りまして、今後も随時更新をして参ります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 消防団の新規加入の件についてなんですが、現在、消防団の入団に関しては、地元の消防団員の方が、その家庭に出向いて、何とか消防団に入団してくれないかという交渉をしているところなんですが、最近においては、東日本大震災のあの消防団の方のあれを見ているかどうかわかりませんが、親が消防団に入団させるのを嫌がっているという家庭が非常に多くなってきていると思います。

そんな中で、町としてもやっぱり何とかして消防団の入団を啓発をしていただきたいというふうに思いますが、その辺をどのように考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 確かに入団につきましては、なかなかご賛同いただけないことがございますが、先輩消防団及び地区の方と協力して入団していただけるようお願いをしているところですが、それ以外にも防災無線や町の広報、それ以外、消防の行事があった際に広報して、なるべく入団していただけるようお願いしてまいりたいと思います。また、各企業のほうにも出向いて消防団としてご協力していただけるよう会社のほうにもお願いしているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 2、3年前の新聞に確か載っていたと思うんですが、県南地方の自治体の中には、消防団員または消防団員と家族、その方たちが町内に飲食する場合には1割のサービスをするということが載っておりましたけれども、これは、飲食店の方と行政が一緒になって、お互いに5%ずつ負担をするということが載っておりましたけれども、今後、三春町もやっぱりそういったことも考えていかなくはないかなというふうに思います。

ただ、これは、飲食店組合との話し合いもしなくてはいけないと思いますが、こういう方法もあるのではないかなというふうに思いますので、町としても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○**総務課長** 現在、そのような制度で県のほうに消防に対してご協力いただける企業もしくは飲食店で登録しているところが県内何か所かあります。食事が安くなったり、それ等々でございしますが、三春町も1社ご協力いただいて、飲食店ではないんですけども、ご協力いただいた場合のサービスがあるという、会社さんが登録してございます。引き続きそのようなことが広まるようなようにしていきたいと思っております。

○**議長** 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○**2番(本田忠良君)** 屯所の件なんですけど、これ本当にこの古いものと新しいものでは雲泥の差があるように思われますが、消防団員の公平性から見れば、ぜひこの古いところはぜひ改修して、例えば、トイレなんかはかなりひどいものもあるように思われますので、ぜひ早急に、例えば1年にどことどこかと計画性を組んでやるべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**議長** 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○**総務課長** 屯所の改修等につきましては、消防団のほうから要望があれば、私どものほうで改修したいと思っておりますが、財政的な面もございしますので、順番をつけて改修していきたいと思っております。

○**議長** 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○**議長** 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。山崎ふじ子君。

第1の質問を許します。

○**5番(山崎ふじ子君)** 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について質問をいたします。

まず第1、モニタリングポストとリアルタイム測定についてお尋ねいたします。以下、あわせてモニタリングポストと呼ばさせていただきます。

2011年3月、福島第一原子力発電所の事故当時、私たち町民は正確な情報を得ることができない中で不安な日々を過ごしました。

そのような中で、三春町は40歳以下の方々にヨウ素剤を配付するというすばらしい決断をされました。町民の皆様から三春に住んでいてよかったという声をたくさん聞いております。

このモニタリングポストは、私たち町民が放射能の空間線量を見て知ることができる大きな役割を果たしております。町内の仮置き場には、まだまだたくさんのフレコンバッグが山積みされております。また、原発の廃炉作業は、今後どのように進められるかわからず、放射性物質が再び拡散する危険性はぬぐい去れません。

それらのことから次の質問をいたします。

①町内には何基のモニタリングポストがありますか。

②今年3月20日、原子力規制委員会は、来年度からモニタリングポスト2,400台を撤去する方針を決定いたしました。町はどのように考えているのか伺います。

○**議長** 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○**住民課長** 第1の質問にお答えいたします。

1点目であります。町内には現在31台のリアルタイム線量測定システムが設置されております。また、今回の配置見直しの対象外となっている可搬式モニタリングポストは5台設置されており、合計で36台設置されております。

2点目ですが、平成28年2月に原子力規制庁が「環境放射線モニタリングの見直しについて」を示し、今年3月にリアルタイム線量測定システムの平成32年度までの配置見直しが報じられました。

配置の見直しの理由として、福島第一原発に対する監視及び緊急時における線量測定のため、該当線量システム以外でのモニタリング結果により、代表的な地域の線量把握ができること。また、これまでのモニタリング結果から避難指示・解除区域市町村以外の線量は低く安定していることを挙げております。

しかし、住民の中には今も不安を抱く方がいらっしゃいます。そのため、町としては引き続き放射性物質から住民の健康を守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、関係機関に対し、モニタリングポストの継続配置を要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 原子力規制委員会が、今年3月20日に発表した資料の中に、平成28年2月10日に県内市町村へ意見照会を実施したとあります。

三春町では、小中学校、幼稚園、保育所については、平成32年度まで残してほしい。規制庁の考え方としては、線量が十分に低く安定している地点を対象に順次撤去していきたい。また、個別協議の上、同一町村内での順番の入れ換えなどを検討しますというふうに答えております。

これは、町に正式な聞き取り調査であったのか。また、町から規制委員会への回答は正式なものであったのか、伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町では、平成32年までというふうなことは原子力規制庁のほうには話しておりません。それは、ネットのほうにそういうふうに掲示されているんですけども、町では最後まで、要はモニタリングポストについては最後まで小中学校教育機関等については、皆さん、ご心配しているんで、最後まで残してほしいというふうな回答をしております。

正式なものだったのかというふうなご質問ですが、それは正式なものです。そういう形で町は最後まで残してほしいというふうな回答をしました。ただし、規制庁のほうとしては32年度までと、3月20日に出しておるんで、それに対して32年度というふうな文言を規制庁が使ったのかと推察しております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 今の回答を聞きまして安心いたしました。

原子力規制委員会は、強力に撤去を推し進めてくると考えられますが、町としては揺るがず原発廃炉になるまで国へ要請し続けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長　ただいまの質問にお答えします。

町としまして、住民の方が安心できるような形で最後まで継続、要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長　質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　第2の質問を許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君)　第2の質問をいたします。

学校給食費の保護者負担軽減について、お尋ねいたします。

私の所属する新婦人の会の調査によりますと、2015年のデータではありますが、子供の貧困率が13.9%と7人に1人の子供が貧困ラインを下回っております。親世代が収入の不安定な非正規労働者である割合が4割を超える中、子育て中のお母さん方から教育費の軽減を求める声が上がっております。

県が2015年に実施した県民アンケート調査の結果でも子供を持ちやすい環境についての問いに、教育にお金がかからないことと経済的支援を求められております。少子化対策の一環としても、学校給食費の保護者負担軽減を図るべきではないかと考えます。

これらのことから以下の質問をいたします。

①三春町の小中学生の児童生徒数は何人でしょうか。

②児童生徒1人当たりの学校給食費用はいくらでしょうか。そのうち保護者負担はいくらになりますか。

③学校給食費を滞納している保護者は何人でしょうか。また、その滞納の主な理由は何と考えられるでしょうか。

④町が学校給食費を全額助成する場合、いくらの予算が必要でしょうか。また今後、町は助成を増やしていく考えがあるのでしょうか、伺います。

○議長　第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長　お答えいたします。

町内小中学校の児童生徒数は、平成30年4月5日現在、小学生が775人、中学生が452人の計1,227人となっております。

2点目、児童生徒1人当たりの学校給食費用は、平成29年度実績では年額で11万800円です。このうち、保護者が負担している経費につきましては、半分弱の約5万4,300円となっております。

給食費の滞納につきましては、町内8校全体で数名となっております、その理由については、全て家庭の事情によるものと聞いております。

町が給食費を全額助成した場合に要する予算についてですが、年間総額で約1億3,420万円が必要であり、全額助成する場合、このうち保護者負担分である6,700万円が新たに公費負担となります。

今後の助成についての考えにつきましては、学校給食法では、給食施設の整備や人件費、それと、修繕費は学校設置者が負担し、それ以外の経費である食材料費及び光熱水費については保護者負担と定められています。

町の現況といたしましては、食材料費のみ保護者にご負担いただき、光熱水費につきましては保護者の負担軽減のために他の経費とともに町が負担しております。

したがって、今後の給食事業につきましても、今までどおりの負担区分で進めて参りたいと考えております。

なお、家庭の経済的理由により給食費用の負担等が難しい保護者に対しましては、町は就学援助費交付制度による支援措置を行っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 回答でいただきました文書の中に、学校給食法では、食材費及び光熱費用については保護者負担と定められておりますと回答がありましたが、文部省体育局学校保健教育課の法令研究会の報告の中で、学校給食関係法令の規定から明らかなように、学校給食費として捉えられるものは、食材料費及び水道光熱費であり、原則として保護者負担となるが、これらの法令の規定は経費の負担軽減関係を明らかにしたものであって、設置者つまり町が保護者にかわって学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではないというふうに謳っております。学校法では、保護者負担と定められているけれども、これは法令で町がかわって、保護者にかわって負担を軽減してもいいということを述べられております。

2年前にも同じ質問をした時点で、ここ県南地域では、5町村が学校給食費補助事業を実施しておりました。現在では、県南地区7町村が実施しております。西郷を入れますと8町村ですね。一部補助が、石川町、平田村、古殿町、矢祭町、鮫川村、半額補助が、浅川町、泉崎村となっております。

また、福島県内でも21市町村が実施しておりまして、三春町でもすぐとは言いませんが、将来取り組む課題と考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 今ほどご質問にありましたとおり、子育て支援、それから、少子化対策の一つとして、学校給食費軽減措置を行っている自治体があることは承知しております。最近では、相馬市が今年4月から無料化ということでやっております。これにつきましては、財源の確保ができるということで30年間ということで伺っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、恒久財源として多額の費用が必要になり、決して余裕があるとは言いがたい財政状況の中にあっては、これまでの負担区分どおり進めさせていただければと考えております。

それと、将来的な想定、それにつきまして明確にお答えすることは困難なんです、三春町は先ほど申し上げましたように、現在1,200名を超える児童生徒がおります。実際に、先ほど話のあった給食費軽減措置を講じている自治体のほとんどが総体的に児童生徒数がかなり少ないという実態を踏まえ、近い将来において軽減措置を実施するというのは、ちょっと非常に難しいのではないかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 将来を担う児童生徒に今の時点で補助を出すということは、私た

ちが高齢になったときに、その子供たちに結局はお世話になるというか、三春町を背負って立っていただける人材に育てていっていただくために、こういった学校給食費の保護者への負担軽減というのは、確実に子供たちの将来に結びつくことだと思われま

す。難しい経済状況だということは、財政状況だということは十分承知ですが、三春町としても取り組んでいかなければならない課題だと思います。いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

財政的なもの、それから、政策的なもので当然あるわけですが、おっしゃったとおり、将来的なもの、長期的な視点に立って、将来的な検討課題というような位置づけで捉えていきたいとは思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 7番佐藤一八君、質問席に登壇願います。佐藤一八君。

第1の質問を許します。

○7番(佐藤一八君) 議長の許可により、さきに通告しておきました事項について質問いたします。

第1の質問、先ほど2番議員の質問と重複する面もありますが、よろしく願いいたします。

三春町高齢者社会参加ポイント制度についてであります。

三春町では、平成29年度から高齢者社会参加ポイント制度に取り組みをしました。この制度には、大きく分けて3つの型式があります。1つ目は、介護施設活動型、2つ目は介護予防型、3つ目は団体参加型であります。

この制度に一人でも多く参加され、健康を保つことが制度の目的であると思

います。そこで、一つ、昨年度の登録者数と今年度の現時点での登録者数の比較について。

二つ、昨年度5,000ポイント達成者は何名か。

三つ、昨年度支払った金額はどのくらいだったのかについてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 7番議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問についてですけれども、平成29年度の申請者数は991名、うち28名が対象外となり、29年度末の登録者数は963名であります。今年度5月25日現在では1,059名であり、29年度末と比較して96名の増加となっております。

2点目のご質問ですが、平成29年度ポイント数が5,000ポイントに達し、商品券の交付申請があった人数は89名で、交付申請者全体の20%であります。

3点目のご質問については、29年度の商品券の交付総額は、申請者445名に対し137万円であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 今、保健福祉課長から答弁がありましたが、今年度は96名も増え

ているということで、だんだん多くなっていくのかなというふうに感じております。

2点目の5,000ポイントの達成者は何名かということでありましたが、意外にちょっと少なかったなど。89名で20%ですね、全体の20%が5,000ポイント達成者であるということでもあります。

金額については、2番議員のときと同じでありまして137万円であったということのようです。

そこで、私は、三春町ゲートボール協会のポイント印鑑を預かっている関係上、大会ごとにポイント手帳を拝見します。2年目の今年ですが、4月スタートしてから2か月過ぎましたが、既に早い人で150ポイント以上達成者もおります。このままいきますと、11月中には5,000ポイント達成者も出てくることとなります。

聞くとところによると、既に集団健診が済んだり、毎週、にこにこ元気塾や地域で花の移植やら、花畑の草取りなどで奉仕作業、そして、老人クラブへの参加などが盛んに行っている方が既に150ポイント以上に達している方もおります。

中には、早く5,000ポイント達成した、昨年度達成した方のお話ですと、予算的にもわかりませんが、もう少しポイントの数を伸ばして欲しいというお話もお聞きします。これも予算的にどうなのか。検討してもいいのかなというふうに感じておりますが、その辺、ご検討をいただきたいというふうに思っております。その見解をお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ポイントの付与の上限をもっと上げてはどうか、検討をする考えがあるかというご質問かと思えます。

ポイント制度につきましては、広く健康を維持して介護予防に役立てていただくということが大きな目的でありまして、多くの介護にならない元気な方々に参加していただくというのが制度の目的でありまして、そのための励みとなるということで1年間で5,000ポイントが上限という形で制度の設計をし、スタートをしたところでございます。

たくさん早く5,000ポイントに達してしまう、多く活動をたくさんされている方が昨年度も一定89名いらっしゃったことについては大変うれしく思っております。励みになるということで一定の基準を設けておりますので、現時点では、そのポイントをさらに上限を引き上げるといったことについては考えておりません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 今、保健福祉課長からお聞きしましたが、ちょっと私わからない面もございます。この活動確認シートというか、ポイントカードを持ってきたんですが、1回1時間以上で100ポイント、そして、1か所押されますね。そして、1日200ポイントまででというんですが、これ1日仕事というか、そういうものに携われば200ポイントまで押しても構わないのか。その辺、あるんですよ。1日で100ポイントちゃねえべ、こういう話が出てくるんですが、その辺の統一した話はどういうものかなと思っております。やっぱ1日参加すると2つ、2個ですか、押されるというのが、皆さん、そういう考えのようなんです、その辺をやっていくのかなというふうに思っております。

あと、先ほど2番の議員の質問にあったんですが、これ有効期限は毎年度2月までですと、ここには書いてあるんですよ。だから、この辺は、2月までに判子を押しても可能かなと。

そして、申請は3月いっぱい申請して、あと商品券をいただくという考えでよろしいのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

ポイントカードに書いてあります1時間以上100ポイントということにつきましては、1時間に満たない短い活動ではなく、1時間以上のきちんとした何らかの介護予防であったり、ボランティアの活動を基準としてポイントをつけてくださいということと考えてございます。

それから、活動の内容が午前、午後に2つにわたってあった場合などには、2つのポイント、100ポイントずつに2種類押すということが考えられますが、それ以上のポイントは1日は最高で2つまでということで記載しております。

それから、ポイント付与の期間等につきましては、先ほどの質問にもありましたとおり、今年度について年度初めにお知らせした内容については記載のとおり2月末までポイントを付与して2月終了して3月中に申請をいただきたいということでお知らせに記載してございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 第2の質問をいたします。米の全袋検査についてでございます。

東日本大震災、福島第一原発事故から7年が経過しました。いまだに米の全袋検査を行っており、検査をするのには大変な思いであります。

今年も稲作の作付がほぼ終了し、天候よく収穫時期を迎えることとなります。平成30年度産米の検査が実施されようとしています。これから先、何年全袋検査が続くのか先が見えません。そこで、平成29年産米4万8,688袋でしたが、これは、作付面積に対して減っているのではないかなというふうに思います。その辺、お伺いしたいと思います。

2点目ですが、現在、農家には、大変苦勞されていることは言うまでもありません。私も高齢者の一人として実は大変苦勞しております。1袋30キロの米袋は大変重く感じます。今年の春からは、宅配便での取り扱いが25キロ未満の袋でないと郵送できなくなりました。25キロで検査ができるようにならないかなと思っております。

この前、恵みの総会がありました。たむら恵みの会の総会がありましたが、三春米全袋検査所倉庫を増設するとお聞きしましたが、どこに増設するのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、23年産米から暫定規制値500ベクレルを超える放射性セシウムが検出され、福島県産米の流通、販売に大きな影響を及ぼしたところから、県では24年産米から水田除染や放射性セシウムの吸収抑制対策を実施するとともに、全ての米を対象に放射性セシウムの全量全袋検査を開始いたしました。

これらの対策の結果、基準値100ベクレルを超過した米の割合が毎年大きく減少し、平

成27年産米以降、3年連続で基準値の超過は発生しておりません。

このことから、県では、米の全量全袋検査の今後の方向性に係る検討会を開催し、今年3月に、「全量全袋の検査結果を確認しながら、通算5年間基準値の超過がない時点を目途にモニタリング検査に移行し、新たな検査体制に移行するまでの間、生産から流通・販売までの対策を生産者はもとより流通・販売事業者等へ説明をし、理解を得ていく」という方向性を決定したところでございます。

ついては、30年産米についても、29年産米と同様に全ての米を対象として検査を実施いたしますので、県産米の安全性を確保するため、検査を受けていただけるようご協力をお願いいたします。

次に、平成29年度の三春米全袋検査所での検査件数につきましては、4万8,688袋でございました。なお、検査は三春以外の検査所でも可能でありますので、収穫された米につきましては、全て検査を受けていただいているものと考えております。

2点目の1袋を25キロで検査できないかのお質しでございますが、全量全袋検査は、厚生労働省が定めます「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準じたベルトコンベア式検査機器等を用い、米袋ごとにスクリーニング検査を実施しております。

たむらの恵み安全対策協議会としては、県で作成しております標準検査手順書、これにのっとり検査を実施しており、その手順書では、米袋の重量は30キログラムと定められております。取り扱いは大変であると思っておりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、三春米全袋検査所倉庫増設についてであります。現在、検査を受ける際の一時保管倉庫は、手狭であり、より効率的な検査を実施するため、検査所を設置している、JA福島さくら御木沢農業資材センター敷地内に1棟増設する計画であります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 今、答弁がございましたが、機械の設定上、30キロということでご理解してくださいという話でございますが、聞くところによりますと、どうせ自分のうちで食べるんだから検査しなくてもいいと。そして、持てるだけ、10袋くらい検査すればあとはしなくてもいいという考えの方も多々あります。

私は、やはり全袋検査するんだということなものですから、私の取り扱っている方々には全部私が引き受けて検査をさせているんですが、やはり軽トラックで検査をすると重量オーバーで交通違反でつかまった方も数名お聞きしていますが、できれば、1件何ぼの検査で済ませられないのかなというふうに感じたものですから質問させていただきました。

あと、2点目の1袋25キロということは、今年宅配便なんです。玄米で送る場合は、25キロでないと1袋から500円増しなんです。それを送って、その手数料をお客さんからもらうのには気の毒なくらいなんです。1袋500円も。それを行う。5キロを減らすとなると、今度は二度手間になるんですよ。減らさなきゃならないものですから。

私は、25キロで検査できないものかなといふように感じておりましたので。白米にすると1袋大体27.3くらいで、袋代も含めて。すると27.3ですから、約2キロちょっと取らなきゃならない。すると、やはりそれも二度手間になるんですよ。その辺を緩和できればありがたいなというふうに感じていたものですから。そして、だんだん高齢化して、30キロの米を本当に重たいですよ、運ぶということ。それをこれいつまで、先ほど答弁がございましたが、先行きどのくらいまでやるのかなというふうに感じておりましたものですから、その辺を考慮できないかなというふうに感じておりますので、ひとつ答弁は要りません、答

弁は要りませんが、ひとつそのようにご検討、前向きにご検討をお願いしたいというふうに思いますので、質問を終わります。

○議長 答弁の要らない質問については、できるだけ省略をしていただきたいと思います。(了解しましたの声あり)

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。新田信二君。
第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) ただいま議長より許可がありましたので、さきに質問してあります2件につきまして質問いたします。

地域の防災対策につきまして。ここ数年の間において子供たちが犠牲になった犯罪が多く目立つ世の中になっているが、今後の安全対策を町はどのように考え対応していくのか。

3点あります。1点、三春町では、登校、下校を含めて、どのような問題が発生し、どのように対応してきたのか、お伺いします。

2点目、子供を犯罪から守るための環境整備、地域活動への今後の支援の計画があればお伺いします。

3点目、インターネット犯罪から子供を守る対策として、現在対応している取組み、また、今後の取組みがあればお伺いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。
永山教育課長。

○教育課長 質問に対して回答いたします。まず、1点目についてお答えいたします。

登下校中に発生した事案としては、下校時の不審者からの声かけが主なものであって、年間数件発生しております。

対応としましては、警察への速やかな通報とともに、発生現場地区の学校保護者への注意喚起メールの送信、それと、全小中学校への警戒周知、そして、当然ながらであります、児童生徒への指導強化等を行っております。

2点目について、環境整備としましては、通学路への防犯灯の計画的な設置を行っており、安全確保対策としては、地域の方々に「こども110番の家」への登録のご協力をお願いしているところであります。

また、地域での防犯ボランティア団体による見守り活動についても、まちづくり協会への交付金等により支援して参りたいと考えております。

3点目について、携帯電話やネット機器の使用に当たっては、各校それぞれが正しい使用方法についての指導を毎年行っております。

また、警察官を招き、子供が犯罪に巻き込まれないためのSNS対処法の講演を保護者も対象として実施している学校もあり、今後さらに各校で防犯対策への取組みを強化して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。
新田信二君。

○1番(新田信二君) 1点目につきましては、さらなる防犯教育を含め継続していただきたいと思います。

2点目ですが、現在、地域での活動で、見守り隊のほかに「こども110番の家」、そのほか「こども110番の店」がございます。ただいま各企業におきまして、110番の車の対

応も始まっております。その辺の協力、登録を検討をお願いするべきと思います。

また、危険と思われる箇所に今後防犯カメラ等の検討も重要かと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 1点目でございますが、こども110番の家、それから、各事業所ということでしたが、防犯対策の地元の見守り隊、そちらのほうにつきましては、防犯の団体、防犯対策の団体が高齢化等により活動が休止しているというような地区もございますが、引き続きそういった地域の方々のご協力、そういったものには非常に大切なことだと思っておりますので、ご協力のほどをお願いして参りたいと思っております。

それから、監視カメラにつきましては、確かに監視カメラ作動中と表記したカメラを学校、それから、通学路等に設置することは抑止力としては有効だとは思いますが、現時点においては整備を行う計画等はございません。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 2点目の質問に入ります。地域運営組織の形成について。

町民の高齢化や人口減少の進行等により、各地域の担い手の区長・役員の人選が地域共通の課題となっているのが現状です。各区では、役員のなり手の不足、地域の活動や行事への参加者の減少により、現在はさまざまな工夫や努力によって存立しています。

また、年々運営が難しくなっていることは否定はできない事実であり、今後、次世代への受け継がれる地域づくりを進め、新たな地域自治体組織の検討が必要かと思われます。町側の考え、支援策をお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 お答えします。

地域運営については、行政区ばかりではなく、まちづくり協会やPTAなど、さまざまな組織により行われており、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与しております。

ご指摘のとおり、近年、こうした地域運営組織は、担い手の不足や高齢化、地域運営活動の参加者の減少など、さまざまな課題を有していることも認識しているところでございます。

しかしながら、こうした課題はあるものの、地域運営組織は地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成ばかりでなく、行政と地域住民をつなぐ基礎的な組織として、重要な役割を果たしていただいております、今後も必要不可欠な組織であると考えております。

加えて、住民のライフスタイルが変化し、少子高齢化や人口減少が進む状況だからこそ、地域における住民ニーズが多様化し、防犯や防災、高齢者福祉など、地域運営組織に求められる役割が、ますます重要になってくる面もあるものと考えております。

今後は、ご指摘の趣旨を踏まえ、今までの地域と行政との関係性を見直ししながら、地域運営組織と行政がそれぞれに果たすべき役割・内容を整理し、地域運営の持続的な体制を築くため、具体的な検討を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 今後のまちづくりにおきまして、町民と町行政がお互いに依存するだけでは何も問題解決を図ることにはつながりません。

町民は、安全で安心して暮らせる地域は与えられるものではなく、地域がみずからつくり出すものとの意識改革を進めることが最も大切と思っております。

また、町行政は、地域コミュニティの強化を図るべきであり、地域の声を聞き、地域範囲の見直しや地域組織の活動の支援の強化を進める必要があると思っております。その辺をお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 再質問にお答えします。

三春町には、まちづくり協会制度というものがございます。これは、正確にはちょっとあれなんですけど、少なくとも35年以上の活動の歴史があるかと思っております。

最近、全国的に地域の運営が立ち行かなくなっているという話は多ございます。ただ、その中で、成功している例が少なからずあります。その組織体制を見ると、例えば、旧町村単位ですとか、小学校単位、小学校区単位でやっている。つまり三春のまちづくり協会とほとんど同じ体裁で進めております。

ただ、三春の場合、35年ということになりますと、それなりのマンネリなどもあるのかなというふうには推測をしておりますが、ただ、発足した当時の初心というものは忘れていないのかなというふうには思っております。

大きく2つあるわけでした、1つは、このままではいけないという問題意識があったこと。あともう一つは、自分の地域はこうありたいというビジョンを持っていたということだと思います。その部分は、三春町としては大いに誇りとしていいものかなと思いますが、ただ現実にはそうはっていないというご指摘は当然でございます。

したがって、本日のご指摘は、1つ目のこのままではいけないという部分に対する貴重な提言というふうにと受けておりますので、行政といたしましても、まちづくり協会ですとか区長会と向き合って、話し合いを重ねて、まずは客観的な分析と課題の整理に努めてまいりたい。そして、問題となるものを障壁を取り除いて、本来の目的である地域づくりのほうのビジョンのほうに進めていきたいというふうにご考えてございます。引き続きご支援、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。松村妙子君。

第1の質問を許します。

○4番（松村妙子君） 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件についてお尋ねいたします。

まず1つ目には、子育て支援について。

日々子育てに奮闘しているお母さんの中には、核家族や地域とのつながりが薄いことで、

悩みを相談する相手がいない。また、女性の社会進出による共働き世代の増加などにより、育児による孤立を防ぐための地域社会でのサポートは重要であると思います。お母さんたちが安心して子育てできる環境を整えることが望まれるのではないのでしょうか。

町の広報等でも予防接種、乳幼児健診カレンダー、また、さまざまな地域行事をお知らせいただいております。それでも予防接種の受け忘れや接種日に子供が熱を出し受けられず、その後、いつ接種すればよいのか。子供さんが小さいうちには健診や予防接種の種類も多いこともあり、困っている方もいらっしゃいます。

電子母子手帳は、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担と感ずることを軽減することを目的に、電子健康手帳の記録から地域の情報までをスマートフォンで簡単にサポートできるものであります。

そこで、電子母子手帳アプリを導入して、子育てを応援してはどうか、お尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 ただいまの質問に対してお答えいたしたいと思います。

電子母子手帳アプリの導入につきましては、昨日6月1日より電子母子健康手帳として、三春町子育てアプリ「みらいくみはる」による情報提供サービスを開始いたしました。

このサービスにより、母子健康手帳に記載されている乳幼児健診の記録や予防接種の履歴が、スマートフォンやパソコンなどで管理可能になるほか、子供の成長を写真や動画で記録したり、あとは町からの子育てに関する情報を受信したりすることが可能となります。

また、家族共有機能もついておることから、データを共有することで子育てへの家族参加が促され、これまで以上に子育てしやすい環境が整うものと考えております。

なお、このアプリの名称「みらいくみはる」は、207件の公募の中から選ばれた子育て世代包括支援センターの愛称で、親子の未来を育みサポートするというような意味でございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 6月1日から情報提供サービスが開始されたということで、子育てしやすく整ったのかと思います。

そこで3点ほど質問させていただきます。

1 電子母子手帳アプリを利用するには、これ全て自分で入力、登録しなければならないということでもあります。この設定が面倒ではないのか、お尋ねいたします。

2 情報が流出しないか心配する声もありますが、いかがでしょうか。

3 電子母子手帳の導入が始まったばかりではありますが、さまざまな情報を発信していただけることがわかりました。神奈川県では、お薬情報もリンクされるようになっているということでもあります。お薬手帳の機能があると便利かと思いますが、その点いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

まず、第1点目でございますが、操作方法についてでございますが、こちらは、まず、利用するに当たりまして、子育てのアプリをダウンロードしていただいて、ユーザー登録をす

れば利用可能になるということで、操作方法も大変シンプルで簡単なものとなっております。多くのお父さん、お母さん方は、スマホを愛用していらっしゃると思いますので、その辺の操作は簡単に操作をしていただけるのかなというふうに考えております。

2番目、セキュリティーの問題でございますが、このシステムは国の定めるガイドライン、これに基づくサーバーネットワークを採用しておりますので、セキュリティーを重視した運用がなされているということでございます。

ちなみに、県内では会津若松市、あと喜多方市、あと郡山市のほうでも既にこちらの運用のほうは開始されておりますので、安心してご利用いただけるのかなというふうに考えてございます。

3点目でございますが、電子母子手帳の機能にお薬手帳としての機能は備わっておりません。ということで、併用することについては残念ながら現時点ではできていないということになります。

電子母子手帳、あとはそのお薬手帳等、現在、いろんなさまざまなこのサービスがあると思いますが、将来的には、この母子手帳やお薬手帳などさまざまなそのサービス同士の連携が図られていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 第2の質問に入らせていただきます。都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクトについて。

2018年、平昌冬季オリンピックが開催され、日本選手団は金4個、銀5個、銅4個と史上最多の13のメダル、入賞43を獲得し、記憶に残る熱戦が幕をおろし、3月にはパラリンピックが開催されました。そして、いよいよ2年後には東京オリンピックの開催となります。

携帯電話やパソコンなどの小型家電は、金や銀などの貴重な金属を豊富に含んでいることから、都市鉱山と呼ばれております。こうした金属から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルを製作する取組みが注目を集めており、実現すればオリンピック史上初となるそうです。

東京大会では、オリンピック・パラリンピックの金・銀・銅のメダル合わせて約5,000個、この全てを再生金属で賄う方針です。メダルの製作には、金が10キロ、銀が1,230キロ、銅が736キロ、合わせて約2トンが必要ですが、製造工程でのロスを想定すると、4倍の約8トンが必要となる計算であります。

2013年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づいて、既に実施されてはおりますが、16年4月時点で1,219の市町村が導入して全自治体の70%に上っております。

小型リサイクル家電は、2015年に約60万トン発生いたしました。制度に基づく回収量は、その約1割の6.7万トンにとどまっております。制度の周知不足や自治体の取組みに差があるというのが要因であります。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

1 小型リサイクル家電回収量はどのくらいあるのか。

2 どのような趣旨を踏まえて、みんなのメダルプロジェクトに三春町は参加したのか、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

1点目ですが、平成25年4月に始まった小型家電リサイクル制度は、自治体による回収のほか、家電小売店や宅配便等により回収された使用済み小型家電を認定事業者等のリサイクル事業者が処理し、金属やプラスチックに再資源化するものであります。全国の回収量は、先ほど議員がお質したとおり、平成28年度の実績で6万7,915トンとなっております。

なお、三春町では回収量が見込めないなどの理由から、現在のところ、本格的な小型家電リサイクルの実施を見合わせております。

2点目ですが、平成29年4月にスタートした「都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクト」は、国民に対して使用済み小型家電のリサイクルへの協力、意識高揚を促し、回収した小型家電に含まれる金属から東京オリンピック・パラリンピックのメダルを製作する世界で初めての取組みであります。

町としましても、循環型社会及びごみの減量化を推進するために、本プロジェクトの趣旨に賛同し、平成29年8月から参加しております。なお、小型家電のうち、携帯電話及びスマートフォン、そのみの回収を対象としております。回収場所としましては、役場庁舎1階の中央入り口に回収ボックスを設置しておりますが、現在のところ、回収量は数台程度にとどまっております。

今後、プロジェクトの趣旨を踏まえて、この取組みに多くの町民が参加していただけるように、町広報やホームページでPRして参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 東京オリンピックのこのテーマの一つとして、東日本大震災からの復興が掲げられております。福島県では、野球、またあとソフトボールの開催が予定されているところではあります。

2年後の東京オリンピック大会での選手たちがかけたメダル、これは私たちが資源として出したものが入っている、また、支えているのかと思えば応援するにも力が入るのではないのでしょうか。

現在のところ、回収ボックスは役場に設置されているということで、先ほども答弁の中に取りましたが、この回収ボックスの中には数個しか入っていないというようなことであります。

この回収ボックス以外のこの窓口を受け付けたりしてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、町役場1階のみに回収ボックス設置しておりますが、各地区公民館等施設管理者等と相談いたしまして、回収ボックスを今後増やして行って、それで携帯電話等の回収を今後また増やしていくというふうな形で町のほうでも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで休憩といたします。再開は、午後1時といたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前11時50分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 再開いたします。

○議長 14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。日下部三枝君。

第1の質問を許します。

○14番(日下部三枝君) それでは、議長の許可により、さきに通告しました2件についてお伺いいたします。

1件目、高齢者世帯などの敷地内の町道までの生活道路の除雪への支援の仕組みづくりと財源について。

現在、自宅の敷地内や町道までの生活道路の除雪は、自分たちやご近所で当然のこととして行っています。近くに高齢者世帯があり、除雪が思うようであれば、これもまた当然のごとく助け合いの心でご近所の方々が応援してくれます。

しかし、平成30年1月現在、我が町の高齢化率は30%を超え、町民の互助の心にだけ頼っていただける状況ではなくなっているように思われます。町民からSOSが出たときに、支援できるような仕組みづくりを考えておく必要があると思います。

また、そのための財源として、ふるさと納税で寄せられた寄附金をあてるのはいかがでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 町では、平成26年12月に「三春町道路除雪作業用燃料費支給要綱」を制定し、公道、私道及び道路周辺の公共施設を対象に、個人等所有の農業機械等を使用し自主的に実施する除雪作業に係る燃料費実費相当分を支給しております。ただし、自宅敷地内は対象外であり、ご自分で除雪していただいております。

なお、自宅敷地内の除雪につきましては、町内の土木業者で除雪作業を請け負う会社があります。また、シルバー人材センターも、玄関から道路まで人が歩ける幅の雪かきを請け負っているとのことでしたので、ご利用いただければと思います。

なお、ふるさと応援寄附金につきましては、ご希望の用途を伺い、できるだけ予算執行に際しまして、希望に沿った執行を心がけております。除雪事業の一部にも活用させていただいております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) ただいまの答弁の中で、除雪事業の一部もふるさと応援寄附金を活用させていただいておりますということでしたけれど、どのような、どのぐらいの額で、どのようなことに使われているのか、教えていただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長　ふるさと応援寄附金につきましては、一般会計のほうに繰り入れておりますので、除雪費の中にも一部入っているということで、どの金額というわけではございませんが、使われております。

なお、先ほど申しました除雪事業の燃料費の内訳につきましては、昨年度は13万2,250円ほど地区のほうにお支払いをしているところでございます。

○議長　質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番（日下部三枝君）　シルバー人材センター、それから、土木業者、ここに要請しますと、多分、お金がかかってくると思っております。敷地内の人の歩ける幅の雪かきや町道までの生活道路の雪かきについて、現在、三春町で人を頼んでやらなければならない雪の量というのは、年に2回ぐらいじゃないかなと思います。あとは、各自何とか出て、積もらないうちに掃いていくと、はるかに人を頼むよりは楽な積雪ではないかなと思っております。

また、今の高齢者の皆さんは、若い頃から地域協力に惜しまずに協力してきた人たちで、自分のことはもちろん自分で、また、人のところも助け合うという、そういうところで協力してきた皆さんですので、その人たちは、なるべくそういうSOSを出さないで頑張ろうと思っている人たちが多いたと思っております。しかし、その人たちが、本当に自分でどうしてもできないというときに、やっぱりSOSを出すようになると思っております。

町のほうからシルバーさんや請負業者の方に連絡をして、その費用はふるさと納税を使うということを検討してもらえればありがたいと思っておりますので、その辺についてお伺いいたします。

○議長　当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長　ふるさと応援寄附金でございますが、町外の方からの受け付けしか行ってございません。ですので、個人の方、例えば、Aさんの方のご家族の方で町外の方が雪掃き等ということで寄附をなさったとしても、返礼は3割以内でございますので、その金額でございます。単年度で決済ということになりますので、雪が降らなければ返礼品は使われないう形にもなりますし、業者のほうで、例えばその時期にお申し込みをいただいても、あしたからそれが活用できるというわけではなくて、手続に多少時間がかかりますので、雪降ったそのタイミングでというのがなかなか難しいところがございまして、業者のほうで今来てと言われても行けるかどうか、また、請け負うことができるかどうかも未知でございまして、その辺はちょっと業者のほうとの相談にはなるかと思うんですが、その方のご親族の方からの町外の方のということでございまして、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長　質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番（日下部三枝君）　今のお話でいきますと、そのふるさと応援金といいますか、それは、例えば、うちの年寄りがいるから、そこの雪掃きをしてもらいたいとか、そういう目的が入っている場合の話だと思います。私が言っているのは、その目的以外の目的は町にお任せという納税といいますか、寄附金があると思っております。そのお任せのほうの使い道として除雪のほうの支援をやっていただけないかという質問だったんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長　当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 大変申しわけありませんでした。

ふるさと納税につきましては、個人のお宅に使うということではできないので、公の一般的な町道等の除雪、それから、先ほど申しました作業用燃料支給、そちらのほうには使用できますので今も使っている状態でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 個人のところには使えないという話だったんですけども、あくまでも大きな話として、このお宅の除雪に使うということではなくて、体が思うようにならなくなった、そういう高齢者の方々の除雪のときに、この応援金を使うというふうな、そういう名目といいますか、そういうことで使うということではできないのでしょうか。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 それはできないんです。それで、何回も申し上げますけれども、燃料費支給等につきましては、区長さんのほうで、その地区の方がどなたか除雪できるような機械をお持ちであれば、そちらで、町道でない道路ですね、そちらのほうの公道と私道、町道までの取りつけの道もあるんですけども、そちらをやっていただいて、燃料費を請求していただければお支払いはしておりますので、そういう対応だけでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 現在はできないということですけども、これから本当に高齢者の皆さんは、今、一生懸命、町の協働という名のもとに、いろんなところで町の手助けをしているわけです。この人たちが、一生懸命手助けをして、さて最後に自分が体が思うようになって雪掃きの一つもできなくなったと。そういうときに町に何とか手伝ってくれないかという話をしたときに、これは町としてはできませんというふうに冷たい返事を返すのかどうなのか。

これから、この辺については、もう来年から、今、平成40年ぐらいになると、高齢化率も40%を超すわけですから、その辺のことを考えて、やはり町として仕組みづくりを考えなきゃいけないのではないかと思います。そのことについてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 町直接は結局できないということで地区の方でお願いしてやっていただいたものに対して今お金をお支払いしているわけですので、それ以外の方法等ということは、今後考えてはいかなくてはいけないかとは思いますが、あとは自主防災会ということで代表区長さんを会長に、その下、区長さん、組長さんというふうになってくるわけなんです、自主防災の方にもお願いして皆さんでという形になってくるかと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) それでは、2件目、通年型観光の現況とより一層の推進について

て。

今年の滝桜観光は、開花が早く、お客の入れ込み数が少なかったようです。これからも気温の変動やその他の状況から一喜一憂する事態が見られると感じます。

その中で歴史的観光資源が多数ある我が町の観光は、通年型観光に軸足を移し、より一層の推進と充実を図るべきかと考えますが、次の3点について。

まず1点、通年観光の現況と入れ込み数について。

2 第7次三春町長期計画の観光入れ込み数目標値（平成31年）60万人の中で通年型観光の割合はどのくらいかということです、について。

3 1と2のことから、これからの三春の観光は、通年型観光が非常に大きな位置を占めるようになるのではと思われまます。平成28年度に作成された三春町観光ビジョンの基本方針に基づき施策の展開のため、毎年度の評価を経て加除していくとあります。したがって、通年観光のより一層の推進と充実のための課題とこれからについて、以上3点について町の考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 通年型観光の現況についてでございますが、滝桜、盆踊り、だるま市と言います季節ごとの伝統行事に加え、三春まちづくり公社との連携により、小規模・少人数の誘客を目的とした着地型体験事業「Findみはる」を継続して実施しており、平成29年度は年間8回開催いたしまして、219名の参加がございました。

また、算額が多く現存し、和算が盛んであったことから、「和算で遊ぼう、三春まちなか寺子屋」と題し、年12回の講座を開催し、延べ249名の参加がありました。城下町三春の歴史に触れる事業も実施しておるところでございます。

そのほか7月から9月にかけては、田んぼアートのスタンプラリー、11月には三春の郷サイクリング大会、もみじのライトアップ、12月には寺院のライトアップ、また3月には全国あげものサミット、これらが開催されました。

観光客の入れ込み数につきましては、三春町第7次長期計画では、平成25年の52万4,000人から、平成31年には60万人にするとの目標を掲げており、平成29年の観光客入れ込み数は約57万7,000人でありました。

前述の体験事業の開催等のほか、福島ガイナックスアニメミュージアム、環境創造センターコミュタン福島、これらも入れ込み客数増加の要因となっていると考えられます。

通年型観光推進のための課題とこれからでございますが、町が平成28年度に策定いたしました「三春町観光ビジョン」でも幾つか述べられております。

一例を申し上げます、「三春の食」であります。三春の名物としては、そうめんや油あげなどがありますが、まだ伝統食が不足しております。三春の伝統に根差した「食」の復活、創造が課題と言えるかと思えます。そのためには、郷土食の掘り起しと魅力の再構築、ご当地料理の開発、それらを味わう機会の創出と情報発信、これらが考えられるかと思えます。

そのほか課題も多くございます。今後も引き続き、三春まちづくり公社、三春町商工会、関係団体の皆様と連携を図りながら通年型観光の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番（日下部三枝君） 今の答弁の中で（2）のところに、60万人の中で通年型観光の入れ込み数の割合はどのくらいに見ているかというのがあったんですけど、それについ

ての答弁がなかったので、それはいくらかお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 通年型観光、いわゆる通年でございます。答弁で申し上げましたとおり、季節ごとの伝統行事に加え、さまざまな先ほど申し上げました行事等々を開催しております。これらをあわせまして通年型の取組みというふうに捉えております。したがって、先ほど申し上げました数字につきましては、年間の入れ込み客数というふうにご理解をいただければと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 通年型観光の場合、滝桜観光、それ以外の観光を指していると思っております。よろしいでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 三春町の場合ですと、どうしても春の滝桜が一番のメインになっているというのが現状でございます。ただ、町としましては、春以外の観光、夏、秋、冬といった季節での観光の進展にも努力をしていきたいということで考えております。したがって、通年型の中には、当然、滝桜も含まれますし、それ以外の盆踊りであったり、だるま市であったり、さまざまな通年で取り組んでおる行事、こういったものも含めての数字というふうになっておるかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 例えばですけども、これは観光ビジョンの中にある三春町イベント施設等来訪者数という表があります。これを、この場合ですと、滝桜を別にして、そのほか田園生活館、ハーブガーデン、それから、だるま市、盆踊り、歴民、それから、人形館、ガイナックス、それらを含めた数というふうに分けて表ができています。そうすると、これ全てが通年型とは言わないと言われればそれまでなんですけども、例えば、平成27年で考えますと、滝桜への入れ込み数といえますか、それが大体18万1,003人というふうに出ているんですけども、全体で考えますと、全体のこのときの入れ込み数が52万6,126ということなんですけど、これでちょっとここだけで考えますと、滝桜と全体の入れ込み数と、それを考えますと、その滝桜以外でいくと、それが大体34万ぐらいあるんですね。そうすると、割合としては、もうここで全体の65%以上が滝桜以外の観光で成り立っているという数字になるのかなと思うんです。これをずっといきますと、平成30年とか29年ぐらいになりますと、約7割が滝桜以外の観光で持っていくという感じになってくるわけですね。そうすると、滝桜の入れ込み数が全体の3割、そのほかで7割という入れ込み数に、単純なこれは計算ですけど、そのほかに今課長がおっしゃったようないろんなイベントを足すと、もっと滝桜以外の入れ込み数は多くなるのかなと思われれます。

そこで考えますと、7割も滝桜以外で人が来るとなれば、一番最初の今回の私の質問の大筋なんですけれども、軸足を滝桜から通年型のほうに移していく時期に来たのではないのかなと思われれますが、それをちょっとお聞きします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長　　今ほどの数字の話でございますが、滝桜以外の部分でのカウントというのがこの集計の中でございます。例えば、先ほどから繰り返になります、盆踊り、あるいはだるま市、そのほか三春の里、ハーブガーデンあるいは福島ガイナックス、それから、コミュニティ福島と、こういったものの来場者入れ込み数が、これらに、滝桜に加算をされておりますので、全体として29年度では57万7,000ほどというふうなことでございます。

もちろん滝桜につきましては、その年その年で入れ込み数が変動がございます。当然、春の観光シーズンのメインの行事となっておりますが、町としましては、春だけではなくて、通年を通した観光、これを何とか目指していきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、軸足をというようなお話でございますが、まさしく滝桜も含めた通年での観光、これに取り組んでいきたいということで、先ほど申したさまざまな取組みをこれからも行っていきたいと考えております。

○議長　　質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番（日下部三枝君）　　だとしますと、今回は別として、これからの予算編成といえますか、これからのことを考えますと、滝桜にかかっている予算、これが2年間合わせて大体5,000万ちょっとありますけれど、その中から一応、観桜料だのなんかの収入を除いた部分が大体28年、29年だと1,630万ぐらいが持ち出しという感じなんですけれども、その分と観光振興の業務委託料、これがほとんど同じぐらいの割合になっています。

そうすると、この入れ込み数だけでは考えられないかもしれませんが、入れ込み数で考えると、片方の滝桜のほうが大体約3割、ほかのほうで7割で考えると、3割のほうで1,630万であれば、もう片方の入れ込み数、通年型のほう、滝桜以外の部分、これはその倍ぐらいの予算があってもいいんじゃないかなと思われます。決して滝桜を減らすということではなくて、全体を考えて通年観光というんだとすれば、そのうちの滝桜に持ち出しとして3割ぐらいいくとすれば、その倍ぐらいは観光振興のほうにも必要になってくるのではないのかなというちょっと感じだったんですけれども、その辺について課長のほうでお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長　　当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長　　予算の話でございます。観光という部分につきましては、当然、行政が担う部分、それから、民間が担う部分、そして、町では第三セクター、三春まちづくり公社、こちらが担う部分というさまざまあるかと思えます。町の予算の中で滝桜に振り向けている予算、これからするともっとそれ以外の部分にもというふうなお話しでございます。

さまざまな取組みの中で現在も小規模少人数でのそういった旅行の取組みももう既に5年目を迎えております。毎年、一定量の予算をかけて行っております。今後も割合ということではなく、当然、臨機応変にそれぞれ観光に向けられる予算、限られた予算の中ではございますが、できるだけ有効に適正に積算をして、要求をして観光振興に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長　　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　　15番影山初吉君、質問席に登壇願います。影山初吉君。

第1の質問を許します。

○15番（影山初吉君） さきに通告しておきました2件について質問をいたします。

まず第1点目ですが、全国学力テストについて。

全国学力テスト、正式名称は、全国学力・学習状況調査というそうではありますが、これからの質問は、全国学力テストということで入らせていただきます。

まず1点目ですが、小学6年生と中学3年生全員を対象とした文部科学省の全国学力テストが4月17日に実施されました。市町村別や学校別の成績公表は、各教育委員会に委ねるとされておりますが、三春町ではどのようにするのかお伺いをいたします。

2点目、公表する市町村が少ないように聞きますが、公表することによる効果や影響について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 1点目についてお答えいたします。

成績の結果については、各学校ごとに保護者会の際や学校だより等を通して、「おおむね上回っている」「全国平均と同程度」等の概要のみ公表しております。また、町教育委員会としての成績発表は行っておりません。

2点目についてお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査の趣旨は、児童生徒のさまざまな観点ごとの学力を把握し、結果を分析した教員が自らの指導を省みるとともに、学力向上に向けて授業の改善を図ることにあります。

したがって、地域・学校間の学力競争を促すものではないことから、数値等の公表による効果があるとは考えておりません。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番（影山初吉君） 1点目の質問と2点目の質問、リンクしておりますので、一体的に再質問をさせていただきます。

まずは、概要のみ公表しているということではありますが、その主たる内容は、学力の競争を促すものではないということが主な要因だと今の説明ではありますが、ここに今の答弁で全国学力・学習状況調査の趣旨は、児童生徒のさまざまな観点、もとの学力を把握し、結果を分析した教員が自ら指導するんだよということですが、三春の教育基本方針からして、ちょっと閉鎖的ではないかと。なぜなら、教員だけで学力向上を図れるのか。まず1点、そこです。

基本方針の中に、地域住民との教育参加、これも謳ってあります。当然、学校教育は、個人の努力、学校の努力、地域の協力、教育委員会の取組み等々ありまして、当然、学力向上を目指して取り組むのが教育の一番の観点だと思うんです。そういう中で、安易に学力競争を促すものではないかということではありますが、これは三春町の教育理念からして相反するものだと思うんですが、その点を伺います。

また、2点目ですが、公表する町村もあるんですね。例えば、本年度は白河市、南相馬市、埴町、新地町などが公表するというような予定をしているそうでもあります。

公表するに当たっては、やはり公表するに値するものが何かあるから公表するんだと思うんですね。そのメリッ的なものがあると思うんです。三春も公表して、そのようないい方向に向けた教育理念に持っていくべきだと思うんですが、その2点を伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○**教育長** 第1点につきまして、教員のみでということでありましたが、学力というのは点数だけではないというふうに考えております。というのは、例えば、算数の場合であれば、数量という領域もありますし、図形という領域もあります。そういったふうに各領域ごとに個人内差、そういったところも見ていかなくちゃならない。それをその個人内差等を見ながら、教員は一人一人に応じた指導もしていくわけです。ですので、決して個人を見ないということではなく、一人一人見るということがまず大事というふうに考えていることであろうというふうに思っています。これは、三春の教育でも一人一人を大切にすることということがありますので、そこに通じているところではあろうというふうに考えております。

2つ目です。公表したほうがメリットあるんじゃないかということでしたけれども、数値を公表すると、どうしても数値のひとり歩きが起これるということで、これまでも数値のひとり歩きしてまったという、そういうところも実際にありますね。ですので、ということではなくって、数値については保護者にはわかっております。それから、個人にもわかっているはずで、それは、個人の結果についても出されてきますので、それをお渡しして、そして、自分たちで個人内のどこがちょっと落ちているかなということを見ながら家庭学習等々にも活かすというような、そういう方向でいきますので、そのあたりも言っているはずで、

ただ、公に点数だけを出したんでは、その中身が見えてきませんので、間違った解釈をされる可能性があるというふうに考えておるところです。

以上です。

○**議長** 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○**15番(影山初吉君)** 今の答弁ですが、保護者会や学校だよりを通して、おおむね概要などを公表しているという最初の答弁でしたが、この人だけで内容を把握、点数を把握して本当の三春の教育になるのかと。さっきも言ったとおり、点数だけひとり歩きたんではということですが、当然、学校、保護者、個人だけで知っていて、本当に三春の教育に取り組めるのかと。

私さっきからも言ったとおり、学校は学力向上ばかり目指しているのじゃないのはわかります。当然、三春の教育の中には、豊かな人間性がさらなる国際的な感覚を備えるまでの成長過程を支援するよという、こういう大きな文言もございます。そういう中で、それはわかるんですが、国際感覚を持つように教育するのは、やっぱり教育目標がきちっとしていないとだめだと思っうんですね。それは根底はやっぱり学力なんです。

福島県は、医師不足だ、いろんなこと言われています。それは、当然、医師になれるだけの学力がないから、そういう方面まで、そういう学校に到達できないということだと思っうんですね。だから、やっぱり三春の教育は、三春全体で、これは考えなきゃならない問題だと思っうんです。

そういうことを踏まえて、今後も公表しないのかと。仮定的な答えはできないということになるかと思っうんですが、そうでなく、もうちょっとこう前向きに検討すべきだと思っうんですが、その辺を伺います。

○**議長** 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○**教育長** 先ほども申し上げましたが、保護者にはとにかく結果についてはお伝えしてあります。それから、個人にも、子供たちにもわかるようにはなっているはずで、

そして、先ほども保護者にといいましたけれども、学校内で、保護者、学校でお伝えするときに、全体的な部分については、こういう状況でありますよというふうなことでは保護者会ではお話ししています。ですので、どの程度かということについて、保護者の方もわかっていると思います。例えば、全国の先ほど出てきましたけれども、全国の中ではどの程度なのかというようなこととか、それから、県との、県全体等の中ではどの程度なのかということについては、保護者の方はお伝えしてあるはずですね。ですから、つかんであると考えています。

ただ、その数値というのは、先ほども言いましたように、数値データということについては、やっぱりかなりそのインパクトの強い部分もありますので、数値については慎重に扱わなくちゃならないかなと思うんですね。特に、一人一人の数値についてということになれば大変なことになりますので、大体、学校では、このあたり、県の段階でもこのあたりだよというようなことについては、お知らせしてあると思うんですけど、よろしいでしょうか。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 私の質問内容がよく理解されていないのかなと思うんですが、当然、保護者、個人、教育委員会等々は内容はわかっているよということですが、町民全体がわかんなければ、本当の真の教育はできないんじゃないかと私は質問しています。

それは、公表しろと、公に公表したらどうだろうと。そして、低いなら低いなりに、町一体となって取り組むべきだと、こう私は思うんですが、その点を伺います。そういうことであるから公表したらいいでしょうと、私は思っていますということですので、今後どういう取組みをするのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 町段階での公表等についてということでありましたけれども、そのあたりについては、ちょっとまた私、教育委員会と、それから、校長会等々でも話しながら、そのあたりについてもう一度考えてみたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○15番(影山初吉君) 2点目の質問をいたします。仮置き場の跡地利用についてであります。

1点、仮置き場の除去土壌搬出作業は、葛尾村さんのご厚意により、可燃性除染廃棄物の焼却処理をしていただくことになり、仮置き場の早期解消と加速化につながると思われます。町内6か所の仮置き場からの搬出完了時期は、いつ頃になるのか伺います。

2点目、搬出完了が見込まれる時期に来ていると思われます。そこで、町内6か所の仮置き場の跡地利用について、今から検討に入るべきと思います。面積、利便性、ライフライン、町有地、民有地等を考慮しながら地域からの要望も出てくるものと思われそうですが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

町では平成27年度に中間貯蔵施設への試験輸送が実施され、平成28年度には通常輸送

が開始されました。搬出数量も年々増加し、現在までに不燃・可燃合わせて約1万4,500袋の除染廃棄物の搬出が完了いたしました。

また、お質しのとおり、葛尾村仮設焼却施設での可燃性除染廃棄物の焼却処理が可能となり、今年度はさらに多くの廃棄物を町外へ搬出することが可能となります。

一方、仮置き場には現在約13万5,000袋の除染廃棄物が保管されている状況であります。これらが全て搬出される時期は、順調にいけば4、5年程度と見込んでおります。

輸送に関しては国が実施しており、台風や除雪などの気象条件や輸送路などの交通渋滞など不測の事態により搬出完了時期が前後することがありますが、町としましては、今後も早期に搬出が完了されるよう要望して参りたいと思います。

次に、仮置き場の跡地利用についてですが、除染廃棄物の搬出の状況や搬出の完了時期を見据えながら、仮置き場の跡地利用を検討していきたいと考えております。

検討に当たっては、ご指摘のありました仮置き場の規模や利便性、民有地にあつては所有者の意向など、個々の仮置き場の状況を踏まえながら幅広い検討が行えるよう、除染実施計画の策定の際と同様に自主防災会や議会と協議する場を設けるなど、検討に向けた枠組みづくりから行っていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 完了時期は、おおむね4、5年かかるということではありますが、わかりました。

2点目について質問をいたします。

跡地利用について、自主防災会や議会と協議する場を設けるなどして検討に入るよということですので、そのようをお願いをいたしますが、2つほど質問いたします。

1点目は、仮置き場の再利用ができなければ、真の復興にはならないと、私はこう考えます。なぜなら、6か所ある仮置き場が、将来荒れ地になったら、やはり危ないものを置いたから再利用できないんだというような風評被害にもつながりますので、当然、跡地利用を本気になって検討してもらいたいと。そういうことで1点目は、真の復興にはならないと思いますが、その取組みをお聞かせ願います。

2点目ですが、跡地利用について、どのような取組みをするかによりますが、復興庁などに補助金の申請をすべきだと思います。これは、住宅団地にして販売するんだよとか、町営施設にするんだよというのは、やっぱり補助対象にはならないかと思います、私も。

ただ、地域振興のために、例えば、農業振興のために農業団地にするんだと。例えば、パイプハウスをつくって、大がかりな取組みを農業を志す人に取り組みでもらうんだと。そういうことや、あとは和牛のブランド化を図って、田村市も今本気になってやっておりますが、田村牛でもいいでしょうし、三春牛でもいいでしょうし、大々的に何千頭もやりたいんだというようなときに、その建物などの助成なども、やっぱり国に申請すべきだと思うんです。

新聞報道によると、20年度までの復興創生時期が折り返しとなることを踏まえ、吉野大臣はどのような要望があるかを捉えながら、ポスト復興庁は何をすべきかと、こういうような文言があります。県や市町村からどのような要望があるのかということですので、当然、補助金の申請や、これも議会と一体となって、やっぱり陳情して、予算獲得をして跡地利用を図るべきと、こう思います、その件についてひとつお答えいただきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 跡地利用については、有効活用を目指すと、これに尽きると思っております。

今、いろいろな話をされましたけれども、ただ具体的にはこれからでありまして、補助メニューを、いろんな補助メニューがありますから、事業によって。そういうのをしっかりと捉えながら、復興庁に要望すればいいのか、あるいは、それ以外に要望するのかという、そういう具体的なことについては、仮置き場の活用方法がある程度定まってからの話になるかと思っておりますけれども、しっかりと取り組んでいくと、これに尽きると思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………・ ・ 散 会 宣 言 ・ ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会といたします。ご苦労様でした。

(午後2時00分)

平成30年6月7日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	伊藤 朗	財務課長	眞田 晴信
住民課長	遠藤 信行	企画政策課長	影山 敏夫
税務課長	佐久間 孝夫	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
建設課長	宮本 久功		
企業局長	村田 浩憲		

教育長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	永山 晋
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長	大内 昭喜
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年6月7日（木曜日） 午後2時01分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第43号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

- 議案第 4 4 号 消防ポンプ自動車購入契約について
- 議案第 4 5 号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 7 号 三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 0 号 平成 3 0 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 0 1 分）

○議長 開会に先立ち、報告いたします。執行者側より、新野徳秋産業課長が、私事都合のため欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

○議長 傍聴者の皆様へ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

また、会議の様子を録音・撮影される場合は、予め議長の許可が必要となります。今回は申し出がありませんでしたので、録音・撮影はご遠慮願います。それでは、脱衣を許します。

……………・・ 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

……………・・ 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第 1 により、付託陳情事件の委員長報告並びに審査を行います。

初めに、委員会付託を省略し、全体会で審査した陳情第 2 号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についての陳情」を議題といたします。

○議長 討論があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

それでは、陳情第 2 号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についての陳情」を採決します。

お諮りいたします。陳情第 2 号は、採択とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情第 2 号は、採択とすることに決定しました。

続きまして、付託陳情事件の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件について、6 月 4 日、3 階会議室において開会いたしましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、陳情案件は、モニタリングポスト撤去計画の中止を求める意見書の提出に係るもの 2 件であるため、まとめて報告いたします。

陳情事件第 3 号 モニタリングポスト撤去計画の中止を求める陳情書

陳情者 三春町字一本松 1 3 2 社会民主党田村総支部 代表 中村 功二

陳情事件第4号 モニタリングポストリアルタイム線量測定システムの継続配置を求める意見書の提出について

陳情者 三春町字清水55 モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春共同代表
伊藤 美代子・大河原 さき

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

1 モニタリングポストは、唯一住民が放射能の動きを可視化できるものであり、モニタリングポストの撤去は、住民の安心・安全に対する不安・不信を引き起こすものであることから、原子力規制委員会の撤去計画を直ちに中止させること。

2 政府と福島県は原子力規制委員会に対し、避難指示・解除区域市町村外のリアルタイム線量測定システムの2020年度末までの撤去方針を撤回し、住民の知る権利、決定する権利を尊重して、引き続き同システムの配置を継続するよう要求すること。

以上について、住民課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

討論があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。陳情第3号及び陳情第4号は関連性がありますので一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号及び陳情第4号について一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

陳情第3号「モニタリングポスト撤去計画の中止を求める陳情書」について

陳情第4号「モニタリングポストリアルタイム線量測定システムの継続配置を求める意見書の提出について」は、ただいまの委員長報告のとおり、採択とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月1日に日程設定を行い、6月4日及び7日の3日間、第1委員会室におい

て開会いたしました。

議案第43号 専決処分につき議会の承認を求めることについて

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第44号 消防ポンプ自動車購入契約について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月1日に日程設定を行い、6月4日、5日及び7日の4日間第4委員会室において開会し、6月4日には現地調査も行いました。

議案第48号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月1日に日程設定を行い、6月4日及び7日の3日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第45号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

以上3案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第1号）について

住民課長、保健福祉課長、子育て支援課長、教育次長及び生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議案の審議 ……………

- 議長 日程第3により、議案の審議を行います。
議案第43号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより、議案第43号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。
議案第44号「消防ポンプ自動車購入契約について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより、議案第44号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第45号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
これより質疑を許します。
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これより、議案第45号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議案第46号「三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたし

ます。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第47号「三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第48号「平成30年度三春町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第50号「平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第51号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、5番山崎ふじ子君ほか2名より

議案第52号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出について」

7番佐藤一八君ほか2名より

議案第53号「リアルタイム線量測定システム撤去計画を中止し、同システムの継続配置を求める意見書の提出について」

の2議案が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号の2議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長 議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第52号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○議長 5番山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 議案第52号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成30年6月7日提出

提出者 三春町議会議員 山崎 ふじ子

賛成者 三春町議会議員 佐久間 正 俊

賛成者 三春町議会議員 陰 山 丈 夫

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成30年6月7日 三春町議会議長 佐藤 弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第52号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

議案第53号「リアルタイム線量測定システム撤去計画を中止し、同システムの継続配置を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○議長 7番佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 議案第53号「リアルタイム線量測定システム撤去計画を中止し、

同システムの継続配置を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「リアルタイム線量測定システム撤去計画を中止し、同システムの継続配置を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成30年6月7日提出

提出者 三春町議会議員 佐藤 一 八

賛成者 三春町議会議員 山 崎 ふじ子

賛成者 三春町議会議員 日下部 三 枝

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成30年6月7日 三春町議会議長 佐藤 弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、三春町町立学校再編等調査・三春町議会広報広聴各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に提出された議案は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長。

○町長 6月定例会提案をいたしました全議案について、議員の皆さん方には精力的に審査をして

いただき、全議案可決をしていただきましてありがとうございます。いよいよ暑さが厳しくなって参ります。健康管理をしっかりしながら、これからの議会活動をよろしくお願い申し上げてあいさつにいたします。ありがとうございました。

……………閉 会 宣 言……………

○議長 これをもって、平成30年三春町議会6月定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。
(閉会 午後2時30分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月7日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 佐久間 正 俊

署 名 議 員 小 林 鶴 夫

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 43 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	承 認
議案第 44 号	消防ポンプ自動車購入契約について	全 員	原案可決
議案第 45 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 46 号	三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 47 号	三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 48 号	平成 3 0 年度三春町一般会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 49 号	平成 3 0 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 50 号	平成 3 0 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 51 号	平成 3 0 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 52 号	日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
議案第 53 号	リアルタイム線量測定システム撤去計画を中止し、同システムの継続配置を求める意見書の提出について	全 員	原案可決